

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1号 株式会社生田原振興公社の経営状況について
- 日程第 5 報告第 2号 株式会社フォーレストパークの経営状況について
- 日程第 6 報告第 3号 平成28年度遠軽町一般会計繰越明許費について
- 日程第 7 報告第 4号 平成28年度遠軽町一般会計事故繰越しについて
- 日程第 8 報告第 5号 平成28年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 9 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第15 議案第 1号 表彰について
- 日程第16 議案第 2号 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第17 議案第 4号 遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第 5号 遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第 6号 財産の取得について
- 日程第20 議案第 3号 遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について
- 日程第21 議案第 7号 平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第 8号 平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 一般質問
- 日程第24 議案第 9号 工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 日程第26 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 日程第27 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 日程第28 発委第 1号 遠軽町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第29 発委第 2号 遠軽町情報公開条例の施行に関する遠軽町議会規則の一部改正について

《平成29年6月20日》

- 日程第 3 0 発委第 3 号 遠軽町議会災害対応要綱の制定について
- 日程第 3 1 請願第 1 号 「議会報告会」の開催を求める請願書
(付託案件) (議会運営委員会審査報告、平成 2 9 年第 2 回定例会付託)
- 日程第 3 2 意見案第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第 3 3 意見案第 2 号 精神障がい者に対して一層の助成を求める意見書
- 日程第 3 4 意見案第 3 号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書
-

平成 2 9 年 第 4 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 9 年 6 月 2 0 日（火）午前 1 0 時 0 0 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|---------|---------|-------------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 株式会社フォーレストパークの経営状況について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 平成 2 8 年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 7 | 報告第 4 号 | 平成 2 8 年度遠軽町一般会計事故繰越しについて |
| 日程第 8 | 報告第 5 号 | 平成 2 8 年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について |
| 日程第 9 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 1 0 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 1 1 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 1 2 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 1 3 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 1 4 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 1 6 | 議案第 2 号 | 遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更について |
| 日程第 1 7 | 議案第 4 号 | 遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 8 | 議案第 5 号 | 遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 号 | 財産の取得について |
| 日程第 2 0 | 議案第 3 号 | 遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について |
| 日程第 2 1 | 議案第 7 号 | 平成 2 9 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 2 | 議案第 8 号 | 平成 2 9 年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |

《平成 2 9 年 6 月 2 0 日》

◎出席議員（16名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	11番	山谷敬二君	12番	松田良一君
	13番	竹中裕志君	14番	秋元直樹君
	15番	高橋義詔君	16番	一宮龍彦君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会会長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君	委員	

◎説明員

総務部長	加藤俊之君	民生部長	舟木淳次君
経済部長	澤口浩幸君	経済部技監	内野清一君
地域拠点施設準備室長	斉藤隆雄君	総務課長	鈴木浩君
情報管財課長	古賀伸次君	企画課長	佐藤祐治君
財政課長	大堀聡君	危機対策室参事	山地茂樹君
保健福祉課長	平間敏春君	住民生活課長	小野寺正彦君
税務課長	会津靖朗君	子育て支援課長	小谷英充君
農政林務課長	広瀬淳次君	商工観光課長	菊地隆君
建設課長	金沢一彦君	水道課長	落合一実君
生田原総合支所長	門脇和仁君	丸瀬布総合支所長	只野博之君
白滝総合支所長	村上裕和君	会計管理者	荒井正教君
生田原総合支所産業課長	大辻祐一君	丸瀬布総合支所産業課長	伊藤雅彦君
教育長	河原英男君	教育部長	小野寺健君
総務課長	大貫雅英君	社会教育課長	堀嶋英俊君
図書館長	中島伸司君	監査委員事務局長	伯谷和昭君
選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君	農業委員会事務局長	河本伸二君

《平成29年6月20日》

◎議会事務局職員出席者

事務局長 安江陽一郎 君 事務局主幹 渡邊亮司 君
事務局係長 小玉美紀子 君

《平成29年6月20日》

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成29年第4回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。

なお、杉本議員より、遅れる旨の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、平成28年度教育委員会点検評価報告書、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第23までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、奥田議員、山谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○15番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

《平成29年6月20日》

本日をもって招集されました平成29年第4回遠軽町議会定例会の会期につきましては、6月16日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月23日までの4日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月21日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月23日までの4日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月23日までの4日間と決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成29年第4回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成29年第3回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

まず、JR北海道が発表した「JR単独では維持することが困難な線区」における対応についてであります。これまで協議を重ねてきましたオホーツク圏活性化期成会の各分会が5月29日に中間報告をまとめ、期成会として今後の進め方を確認しました。

石北本線部会の中間報告では、石北本線の位置付けを確認するとともに、国、北海道、市町村及びJR北海道のそれぞれの役割を明確にし、現状分析と課題整理を行い、国への支援要請及び沿線自治体としてJR北海道に対する支援策を具体的に検討していくこととしております。

なお、中間報告を受けた期成会としては、上川地方総合開発期成会と合同でJR北海道と石北本線の維持、存続のための協議に入ることを確認したところであります。

また、石北本線、宗谷本線、富良野線及び根室本線の4路線について、利用実態を年4回程度調査し、利用促進策を協議していくこととしております。

次に、丸瀬布厚生病院についてであります。5月30日の北海道厚生連理事会において、入院患者の減少等による経営状況の悪化と常勤医の複数確保が厳しい状況にあることから、7月末で入院病床機能を廃止し、8月1日から「まるせつ厚生クリニック」として無床診療所に転換することが決定されたとの報告がありました。

《平成29年6月20日》

町としましては、外来機能の維持や入院患者の対応及び職員の雇用の確保等について適切に行われるよう、北海道厚生連に対し要望をしていきたいと考えております。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号及び報告第2号については、株式会社生田原振興公社及び株式会社フォーレストパークの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第3号平成28年度遠軽町一般会計繰越明許費については、平成28年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第4号平成28年度遠軽町一般会計事故繰越しについては、平成28年度遠軽町一般会計予算の歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第5号平成28年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越については、平成28年度遠軽町下水道事業会計予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものです。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、地方交付税等の確定に伴い、平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第2号専決処分の承認を求めることについては、国庫支出金等の確定に伴い、平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第3号専決処分の承認を求めることについては、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、平成28年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第4号から承認第6号までの専決処分の承認を求めることについては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、遠軽町税条例の一部を改正する条例、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例及び遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正については、子ど

《平成29年6月20日》

も・子育て支援法施行令の一部改正及び北海道の多子世帯の保育料軽減支援事業の実施に伴い、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部改正については、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第6号財産の取得については、除雪ドーザの購入について、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第7号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）の主なものについて御説明申し上げます。

歳入については、分担金及び負担金、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金等を補正するものです。

歳出については、寄附者の御意思に沿った基金への積立金、コミュニティ助成事業補助金、小規模多機能型居宅介護事業所建設事業補助金、遠軽地域医療対策連携会議負担金、清掃センター解体調査設計業務委託料、いこいの森整備工事、いこいの森災害復旧工事等の経費を計上したところです。

次に、議案第8号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、国民健康保険の広域化に伴う国民健康保険システム改修業務委託料等の経費を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

なお、工事請負契約の締結について追加提案を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、次のとおり御報告いたします。

別紙1が平成28年度の事業報告書、別紙2が平成29年度の事業計画書であります。

それでは、別紙1の第26期（平成28年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までであります。

《平成29年6月20日》

1 ページをお開き願います。

1、事業全般の状況につきましては、記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

1 ページ中段より、公社の状況でございます。

入浴状況につきましては、「ペアの日」、各種セット券など着実に浸透し、ポイントカード、年間パスポートなどによりリピーターの確保に努めてまいりました。

年間の利用実績といたしましては、5万8,708人となり、前期と比較いたしまして103.9%、2,219人の増加となっております。

次に、宿泊状況についてであります。9月、10月の台風被害などの影響により、前年同月実績を下回る月もありましたが、インターネット予約サービスを行うことにより、1万1,071人が当施設を利用し、前年と比較いたしまして100.8%、84人の増加となっております。

ビジネス客、スポーツ関連団体などの利用が多く、無料Wi-Fiや夜間の温泉利用による集客効果、さらに地域のクラス会などの利用がありました。

レストランの利用状況についてであります。

地元食材を使ったメニューや各種フェア、イベントを行い、リピーターが増えましたことにより、年間利用が4万3,627人、前年と比較いたしまして103.6%、1,538人の増加となっております。

次に、ちゃちゃワールド利用状況につきましては、台風などの影響もあり、年間の有料利用実績につきましては、1万8,195人となり、前年比98.7%、759人の減少となりました。

売店売上などにつきましては、地元食材を使用したうどんの製作、販売、地元農家が加工した冷凍カボチャの販売など、新たな商品等による販売促進に努めてまいりました。

3 ページのほうをお開きいただきたいと思えます。

一般管理費につきましては、業務繁忙となり人員を増員した結果、人件費が364万円の増額となり、その他経費節減に努め、ホテル、レストラン、ちゃちゃワールドの各部門合計1億7,256万円となり、前年比334万円の増額となっております。

総体の売り上げといたしまして、2億3,190万円、前年対比106.1%、1,338万円の増額となり、経常利益は988万円、前年対比516万円の増額となっております。

年間の集客数は、ホテルノースキングが延べ11万3,000人、ちゃちゃワールドが1万8,000人、合わせまして13万3,000人の集客となりました。

以下、役員会など、3 ページ下段から4 ページ、5 ページに会社の概要、6 ページ、ノースキング及びちゃちゃワールドの利用実績につきましては、御参照をお願いいたします。

次に、7 ページのほうをご覧いただきたいと思えます。

《平成29年6月20日》

貸借対照表について、資産の部より御説明いたします。

流動資産については、現金及び預金から立替金まで合わせまして5,564万7,170円、固定資産は、有形固定資産の建物で5万6,446円、無形固定資産はソフトウェア、電話加入権で43万9,935円、投資等は出資金で1万円、資産合計は5,615万3,551円となります。

次に、負債の部についてであります。流動負債は、買掛金から納税引当金まで合わせまして1,878万9,928円で、固定負債は長期借入金944万円であり、負債合計は2,822万9,928円であります。

次に、純資産の部についてであります。株主資本につきましては、資本金3,000万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス377万6,377円で、純資産合計は2,792万3,623円であります。

これによりまして、負債、純資産の合計は、資産合計と同額、5,615万3,551円であります。

8ページをご覧いただきたいと思えます。

損益計算書について御説明いたします。

純売上高は、売上で2億3,190万6,234円、売上原価は、期首棚卸高に仕入額を加え、期末棚卸高を差し引きました5,019万5,530円で、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、1億8,171万704円あります。

次に、販売費及び一般管理費は、職員給与手当から9ページの雑費まで合わせまして1億7,256万5,703円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業利益は、914万5,001円あります。

営業外収益につきましては、受取利息から住宅家賃収入まで合わせまして97万4,757円で、営業外費用は、支払利息の23万6,787円ありますので、営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を減じますと、経常利益は988万2,971円あります。経常利益から法人税等充当額238万1,200円を差し引きますと、当期純利益は750万1,771円あります。

次に、10ページをお開き願います。

損益計算書売上明細につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、11ページをご覧いただきたいと思えます。

株主資本等変動計算書について御説明いたします。

資本金の当期首残高は3,000万円、利益準備金170万円につきましては変動ありません。当期末残高と同額であります。その他利益剰余金の繰越利益剰余金につきましては、当期首残高マイナス1,127万8,148円、当期純損益金が750万1,771円ありますので、当期末残高はマイナス377万6,377円となります。

以上により、株主資本合計は2,792万3,623円となり、純資産合計も同額であり

《平成29年6月20日》

ます。

続きまして、12ページ、監査報告書につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

続きまして、資料2の第27期（平成29年度）事業計画書につきまして御説明いたします。

事業計画は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

株式会社生田原振興公社の事業方針であります。

ノースキングにつきましては、指定管理者協定書に基づき、利用促進とサービスの向上に努めてまいります。

ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も管理業務の一部を受託しております。

また、観光協会などの団体と協力し、地場製品の販売促進に努めてまいります。

以下、事業方針につきましては、1ページ中段より2ページにかけて記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、3ページをお開き願います。

平成29年度の収支計画書について御説明いたします。

まず、収入についてであります。売上は、入浴売上から受取委託料まで2億3,089万3,000円を見込んでおります。営業外収益は、住宅家賃収入と雑収入で95万7,000円を見込み、収入合計につきましては、2億3,185万円の計画となっております。

次のページ、4ページをお開き願います。

次に、支出についてであります。

仕入は4,654万円、販売費及び一般管理費は、職員給料手当から旅費交通費まで人件費が8,500万円、水道光熱費から減価償却費までの維持物件費計が7,732万円、5ページの交際費から手数料までの諸費が1,547万円を見込み、販売費及び一般管理費は1億7,779万円であります。利益見込額につきましては752万円、支出合計につきましては、2億3,185万円の計画となっております。

以上をもちまして、株式会社生田原振興公社の経営状況について説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） 事業計画書のほうをちょっと見ていただきたい。事業計画書の3ページ。この中で、その他売上とありますけれども、前年度に聞いたような気がしますけれども、事業報告書の中では927万円と上がっていますが、計画のほうでは600万円という数字にしているのはなぜかというところと、もう1点だけ、レストランの売上、パーセンテージ、計画ですから、全て102%ということで希望的な数字を上げているのしょうけれども、レストランのところだけ100%という数字、これはなぜ100%と

《平成29年6月20日》

いう話になっている。102%だったら102%でいいのだろうと思うのですが、その辺のところの理由はどういうことになっていますか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいま御質問をいただきました収支計画書のその他売上の部分につきまして、昨年が900万円、今回が600万円ということの差についてでありますけれども、これにつきましては、今のところ、売上として計上している見込額でありますので、過大な見込みを避けたいということでの600万円の計上となっております。

それと2点目のレストラン売上が、29年度の見込みといたしまして、28年度に対しまして100%という見込みについてはどうなのかという部分でありますけれども、これにつきましては、レストラン、それから、その他、部屋等もそうなのでありますけれども、社員の士気を高めるために前年を割り込まないということで、目標ということで100%を上げてあるということと、あと近年、レストランのほうの評判がよいということですので、それも含めて、会社の目標といたしまして100%を割りたくないということでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○16番（一宮龍彦君） あくまでも計画書ですよ。前に進んでいくというのが計画書なので、現状維持は、いろいろな事情で100%というのはわからないわけではないのですけれども、未知数ですよ。100%に2%上乘せした形が確定しているわけではなくて、それこそやる気という話が今ちょっと出ましたけれども、102%に向かって頑張ろうという頑張ろう目標ですね、数値というのは。そういう観点からいくと、何かしらレストラン売上が上がっていて、その数字を下らないような形にしたいというのはわかりますけれども、先ほどから言っているように、あくまでも希望値なのですよ、事業計画というのは。だから、それも含めて、さっきのその他売上にしても、これも前年度実績900万円だったら、普通だったらこの数字を今年度の計画に上げるというのが普通だと思うのですけれども、その辺はどうなのですかね。わざわざ下げる必要があるのかどうかというところ。何か特別な事情があつて今年はその見込めないよという理由だったら、ああ、そうですねという話になるのでしょうかけれども、具体的な理由がない中で下げるというのはそれほど、周りは102%になっているのにもかかわらず、ここだけ、さっきのレストランではないのですけれども、現状維持みたいな、その他売上については現状維持ではなくて、それよりも下げているというのはちょっと不自然に感じるのですけれども、どうですか、そこら辺は。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

前年対比100%ということであれば、目標値にもならないのではないのかというように大要だというふうに受け取りましたけれども、レストランの部分につきましては、昨

《平成29年6月20日》

年、一昨年と大きな合宿が入ってございましたけれども、3月末、4月の段階で、その合宿がなくなったという情報が入りましたので、その合宿の分が目減りしますので、それも含めて100%ということで、レストランとすれば目減りした分も盛り返して100%にしたいということですので、御理解いただきたいと思います。

それと、その他売上の部分についてでありますけれども、これにつきましては、ネットトヨタ札幌のほうに例年、店舗の改装などにあわせて、木のおもちゃコーナー、子供のキッズコーナーを設置しております。20店舗程度あるというふうに聞いていますけれども、大体の店舗が整備されたということで、大型のそういう受注が見込めないということで、この600万円ということにしておりますので、それについては御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） ちょっと細かいことで申しわけないのですが、事業計画書の3ページの中で、部屋利用売上、要は摘要欄なのですが、前年度実績の貸室のところは24万9,000円、今年度見込が24万8,000円になっているのだけれども、これ、何か理由があるのですか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） その数字につきましては、今御指摘の部分につきまして、私のほうもちょっと見落としておりましたけれども、これについては確認しますが、四捨五入の整理の関係だというふうに思います。そういうことでありますので、記載について前年と今年の見込みのところ記載の方法が違うということについては、ちょっとこちらのほうで資料を持ち合わせておりませんので、回答できませんけれども、済みませんが、（聴取不能）ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 摘要欄ですからあれですけれども、四捨五入の関係でこの金額が違うということ、間違いないですか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの部分につきましては、四捨五入と切り捨てというところの整理の仕方の違いというふうに聞いておりますので、済みませんが、その辺で御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを終わります。

◎日程第5 報告第2号

《平成29年6月20日》

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号株式会社フォーレストパークの経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 報告第2号株式会社フォーレストパークの経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社フォーレストパークの経営状況を次のとおり報告いたします。

別紙1が平成28年度の事業報告書で、別紙2が平成29年度の事業計画書となっております。

次のページをお開き願います。

別紙1の第22期（平成28年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

1ページをお開き願います。

平成28年度事業報告につきましては、読み上げて報告といたします。

平成28年度は、これまで町の補助を受け営業をまいりましたが、12月1日から指定管理者制度による指定管理者として初めてのシーズンとなり、12月5日から人工降雪作業を開始し、ゲレンデコースの準備を進め、12月17日仮オープン、24日本オープンをし、平成29年3月26日をもって営業を終了しました。

シーズンの状況につきましては、気温が高く人工降雪整備は厳しい状況でしたが、12月の降雪が多く、例年より早いスタートができました。また、年内に全面オープンができたことやシーズン終了まで安定したバーンが確保できたこともあり、一般客のほか、スキー授業を含む地元団体、合宿を含む地方団体も多く集客できました。

また、3月にはFISファーストカップ2017遠軽信用金庫杯、デサントカップ及びアトミックカップが3日間にわたり開催されたことで、遠軽の一大イベントとして大きな賑わいを見せ、遠軽町の宣伝効果及び経済効果も得られ、これからの来場につながる良い結果を得られました。

1、営業実績概要です。

(1) 営業期間、平成28年12月17日から平成29年3月26日。

(2) 営業日数、100日、前年比4日増。

(3) リフト利用者数、19万8,942人。前年比1万2,387人増、106.6%。

(4) 売上高、2,307万8,950円。前年比68万5,460円増、103%。

2、平成28年度売上実績表です。別紙第1のとおりでございます。

なお、売上実績表につきましては、2ページに記載しておりますので、お目通しをお願い

《平成29年6月20日》

いしたいと思ひます。

3 ページにつひまひては、株主名簿及び役員名簿でござひまして、代表取締役社長には、広井澄夫副町長の退任により、本年2月28日付にて、監査役でありました河原英男遠軽町教育委員会教育長が代表取締役社長となっております。取締役には、遠軽商工会議所、佐々木雅昭前会頭の後任としまひて、引き続き渡辺博行会頭が、また、遠軽町観光協会の渡辺博行前会長の後任として、新たに遠藤利秀会長が取締役として就任しておりますので御報告いたします。

次に、4 ページをお開き願ひます。4 ページは貸借対照表でござひます。

資産の部につひまひては、流動資産、現金・預金で603万9,566円、固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産を合わせまして37万7,643円で、資産の部合計は641万7,209円でござひます。

負債の部につひまひては、流動負債は、未払金、預り金、未払法人税等、未払消費税等を合わせまして108万8,815円で、負債の部合計も同額であります。

純資産の部につひまひては、株主資本は、資本金、利益剰余金を合わせて532万8,394円で、純資産の部合計も同額であります。

これによりまして、負債及び純資産の部の合計は641万7,209円となり、資産の部合計と同額になります。

次に、5 ページの損益計算書について御説明いたします。

売上高につひまひては、2,307万8,950円に加え、施設委託料として、こちらは町からの指定管理料、12月から3月分になります。317万6,000円の合計、2,625万4,950円であり、売上原価は当期の仕入高97万1,168円を差し引きまして、売上総利益は2,528万3,782円となります。

販売費及び一般管理費は、6 ページの表の総額、4,535万562円を要しておりますので、営業利益はマイナス2,006万6,780円となります。

営業外収益は、受取利息から雑収入までの合計112万9,098円を営業利益に加えまして、経常利益はマイナス1,893万7,682円となります。

特別利益は、町から指定管理者となる11月分までの受取補助金として2,893万8,000円。

特別損失は、固定資産圧縮損が816万1,344円、寄附金として町への無償譲渡分1,500万8,908円の合計、2,317万252円となり、経常利益から特別利益を加え特別損失を差し引きました税引前当期純利益はマイナス1,316万9,934円となります。これに法人税、住民税及び事業税が20万6,000円を差し引きました当期純利益はマイナス1,337万5,934円となっております。

6 ページは、販売費及び一般管理費で、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いしたいと思ひます。

次に、7 ページの株主資本等変動計算書について御説明いたします。

《平成29年6月20日》

株主資本の内訳は、前期末資本金8,000万円で、当期変動額がありませんので、8,000万円が当期末残高となります。当期変動額が発生しております繰越利益剰余金の当期変動は、当期純利益がマイナス1,337万5,934円で、前期末残高がマイナス6,129万5,672円でありますので、当期末残高はマイナス7,467万1,606円となります。

株主資本の合計は、資本金8,000万円から当期末残高を差し引き、532万8,394円となり、純資産の合計も同額となります。

8ページをお開き願います。8ページの監査報告につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、別紙2をお開き願います。別紙2の第23期（平成29年度）事業計画書について御説明いたします。

事業計画期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

1ページをお開き願います。

平成29年度事業計画につきましても、読み上げて説明いたします。

1、事業。

人工降雪予定期間、平成29年12月5日から平成30年1月10日。

人工降雪予定日数、実働25日間。

営業予定期間、平成29年12月23日から平成30年3月25日まで。

営業予定日数、93日間。

営業予定時間、午前9時から午後8時まで、3月は変更ありとしております。ナイター営業は、午後4時から午後8時まで、日没により変更があります。また、ナイター営業につきましては、昨年度まで午後9時までとしておりましたが、利用者数が少ない現状から、人件費及び電気料の節減のため、午後8時と短縮しておりますので、御理解願いたいと思います。

利用見積人員につきましては21万人。ペアリフト14万人、バンビリフト7万人としているところです。

売上見積は、リフト券1,900万円、シーズン券300万円、売店・レンタル等170万円、合計2,370万円を見込んでおります。

二つ目、平成29年度収支計画は、次の2ページに記載しておりますので、別表第2をご覧くださいと思います。

収入につきましては、リフト券・シーズン券から業務受託料、こちらにつきましては、町からの指定管理料になります。合わせまして6,032万9,000円の計画でございます。

支出につきましては、商品仕入高から法人税・住民税まで合わせまして5,956万2,000円の計画でありますので、収支差引合計76万7,000円の収支と見込んでいるところでございます。

《平成29年6月20日》

以上、株式会社フォーレストパークの経営状況報告の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号株式会社フォーレストパークの経営状況についてを終わります。

杉本議員出席です。

◎日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 報告第3号平成28年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 報告第3号平成28年度遠軽町一般会計繰越明許費について説明いたします。

平成28年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページをお開き願います。

平成28年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、旧武利小学校改修等事業につきましては、2,137万4,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、一般財源2,137万4,000円です。（仮称）えんがる町民センター建設事業につきましては、2億7,484万3,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は地方債2億6,110万円、一般財源は1,374万3,000円です。

3項戸籍住民基本台帳費、通知カード・個人番号カード事業につきましては、164万6,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、既収入特定財源164万6,000円です。

3款民生費1項社会福祉費、臨時福祉給付金等支給事業につきましては、2,477万8,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、既収入特定財源は2,290万3,000円、未収入特定財源は国道支出金187万5,000円です。

6款農林水産業費1項農業費、麦乾燥調製貯蔵施設整備事業につきましては、7億5,937万5,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金6億750万円、地方債1億5,180万円、一般財源は7万5,000円です。道営草地整備事業につきましては、2,735万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、一般財源2,735万円です。

《平成29年6月20日》

8 款土木費 2 項道路橋りょう費、東 2 線道路防雪事業につきましては、5,000 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金 2,700 万円、地方債 2,300 万円です。

4 項都市計画費、3・6・9 岩見通道路改良舗装事業につきましては、5,600 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金 2,977 万円、地方債 2,410 万円、一般財源は 213 万円です。

6 項住宅費、ふくろ団地公営住宅建設事業につきましては、1 億 9,800 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金 7,256 万円、地方債 6,800 万円、一般財源は 5,744 万円です。

10 款教育費 2 項小学校費、生田原小学校耐震改修事業につきましては、8,143 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金 715 万円、地方債 7,190 万円、一般財源は 238 万円です。安国小学校耐震改修事業につきましては、5,218 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金 1,180 万円、地方債 3,580 万円、一般財源は 458 万円です。

11 款災害復旧費 1 項災害復旧費、いこいの森軌道災害復旧事業につきましては、1,800 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は地方債 1,800 万円です。八重 9 号線八重 9 号線橋災害復旧事業につきましては、2,410 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金 1,848 万円、地方債 462 万円、一般財源は 100 万円です。生田原八重線災害復旧事業につきましては、1,810 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金 1,368 万円、地方債 342 万円、一般財源は 100 万円です。武利環状線武利橋災害復旧事業につきましては、6,660 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金 5,248 万円、地方債 1,312 万円、一般財源は 100 万円です。上武利川向線災害復旧事業につきましては、2,480 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金 1,904 万円、地方債 476 万円、一般財源は 100 万円です。上支湧別幹線更生橋災害復旧事業につきましては、1,790 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金 1,352 万円、地方債 338 万円、一般財源は 100 万円です。上支湧別幹線 10 線橋災害復旧事業につきましては、1 億 2,740 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金 1 億 16 万円、地方債 2,504 万円、一般財源は 220 万円です。丸瀬布総合スポーツ公園災害復旧事業につきましては、1,179 万 4,000 円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は地方債 1,179 万 4,000 円です。災害復旧事業につきましては、1,100 万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は地方債 810 万円、一般

《平成 29 年 6 月 20 日》

財源は290万円です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第3号平成28年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 報告第4号平成28年度遠軽町一般会計事故繰越しについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 報告第4号平成28年度遠軽町一般会計事故繰越しについて説明いたします。

平成28年度遠軽町一般会計予算の歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製して報告するものです。

次のページをお開き願います。

平成28年度遠軽町一般会計事故繰越し繰越計算書について説明いたします。

6款農林水産業費2項林業費、町有林人工造林事業509万7,600円につきましては、丸瀬布地域におけるアカエゾマツの苗木の植栽工事が降雪により工期の延長を要し、年度内に事業を完了することができなくなったため翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、一般財源509万7,600円です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第4号平成28年度遠軽町一般会計事故繰越しについてを終わります。

◎日程第8 報告第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 報告第5号平成28年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

落合水道課長。

《平成29年6月20日》

○水道課長（落合一実君） 報告第5号平成28年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越について御説明いたします。

平成28年度遠軽町下水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

別紙をお開き願います。

平成28年度遠軽町下水道事業会計予算繰越計算書であります。

翌年度繰越額1億5,970万円の繰り越しは、平成28年度の下水道工事において、国の2次補正予算に対応した事業であり、平成28年度の執行残とあわせ3月末に発注した工事と、平成28年度6月に発注済みで8月の台風による災害復旧支援で工期を延長した結果、工事施工による振動で近接している水道管を破損させる恐れが生じることが懸念され、冬期施工ができなくなった工事をあわせ、平成29年度に繰り越したものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第5号平成28年度遠軽町下水道事業会計予算の繰越についてを終わります。

11時10分まで暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 承認第1号から日程第11 承認第3号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第9 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）、日程第10 承認第2号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第11 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、平成28年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

《平成29年6月20日》

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第1号につきましては、地方交付税等が確定したため、平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）を定めることについて、平成29年3月31日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,870万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を175億6,534万5,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税に6,271万5,000円を追加、2項固定資産税に2,351万5,000円を追加、3項軽自動車税に110万9,000円を追加、4項たばこ税に677万3,000円を追加、5項入湯税に44万7,000円を追加、6項都市計画税に209万8,000円を追加し、総額を21億4,030万2,000円としたものです。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税に433万1,000円を追加、2項自動車重量譲与税に182万8,000円を追加し、総額を1億7,915万9,000円としたものです。

3款利子割交付金につきましては、1項利子割交付金を66万9,000円減額し、総額を233万1,000円としたものです。

4款配当割交付金につきましては、1項配当割交付金を367万3,000円減額し、総額を432万7,000円としたものです。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、1項株式等譲渡所得割交付金を239万5,000円減額し、総額を260万5,000円としたものです。

6款地方消費税交付金につきましては、1項地方消費税交付金を3,277万1,000円減額し、総額を3億8,722万9,000円としたものです。

7款自動車取得税交付金につきましては、1項自動車取得税交付金に1,070万3,000円を追加し、総額を3,070万3,000円としたものです。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金に70万6,000円を追加し、総額を470万6,000円としたものです。

《平成29年6月20日》

9 款地方特例交付金につきましては、1 項地方特例交付金に 7 5 万 4, 0 0 0 円を追加し、総額を 7 7 5 万 4, 0 0 0 円としたものです。

1 0 款地方交付税につきましては、1 項地方交付税を 2, 5 1 9 万 7, 0 0 0 円減額し、総額を 7 4 億 7, 4 8 0 万 3, 0 0 0 円としたものです。

1 4 款国庫支出金につきましては、1 項国庫負担金を 1 7 万円減額、2 項国庫補助金を 4, 8 2 0 万 7, 0 0 0 円減額、3 項委託金を 1 5 0 万 1, 0 0 0 円減額し、総額を 1 4 億 8, 6 9 9 万 1, 0 0 0 円としたものです。

1 5 款道支出金につきましては、1 項道負担金を 2 0 4 万 8, 0 0 0 円減額、2 項道補助金を 4 6 8 万円減額し、総額を 1 2 億 2, 0 5 6 万 4, 0 0 0 円としたものです。

1 6 款財産収入につきましては、1 項財産運用収入を 2 3 万 7, 0 0 0 円減額し、総額を 4, 4 2 2 万 6, 0 0 0 円としたものです。

1 7 款寄附金につきましては、1 項寄附金に 3, 3 7 7 万 3, 0 0 0 円を追加し、総額を 7, 6 1 9 万 2, 0 0 0 円としたものです。

1 8 款繰入金につきましては、1 項基金繰入金を 3 億 4, 2 5 1 万 3, 0 0 0 円減額し、総額を 2 億 3, 7 2 9 万円としたものです。

1 9 款繰越金につきましては、1 項繰越金に 9, 8 9 5 万 4, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 億 1, 0 3 1 万 2, 0 0 0 円としたものです。

2 0 款諸収入につきましては、2 項町預金利子を 3 4 万 9, 0 0 0 円減額し、総額を 2 億 6, 5 1 0 万 6, 0 0 0 円としたものです。

2 1 款町債につきましては、1 項町債を 8, 2 0 0 万 1, 0 0 0 円減額し、総額を 3 1 億 9, 4 6 9 万 9, 0 0 0 円としたものです。

これによりまして、歳入合計 1 7 8 億 6, 4 0 5 万円から 2 億 9, 8 7 0 万 5, 0 0 0 円を減額し、総額を 1 7 5 億 6, 5 3 4 万 5, 0 0 0 円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

2 款総務費につきましては、1 項総務管理費に 7, 7 8 6 万円を追加、4 項選挙費を 1 4 9 万 2, 0 0 0 円減額し、総額を 3 2 億 3, 4 5 9 万 3, 0 0 0 円としたものです。

3 款民生費につきましては、1 項社会福祉費を 1 億 9, 9 7 6 万 1, 0 0 0 円減額し、総額を 2 6 億 8, 5 3 9 万 2, 0 0 0 円としたものです。

4 款衛生費につきましては、2 項清掃費を 3 4 8 万 3, 0 0 0 円減額し、総額を 1 5 億 4, 8 1 6 万 6, 0 0 0 円としたものです。

8 款土木費につきましては、2 項道路橋りょう費を 1 億 4, 0 8 2 万 9, 0 0 0 円減額し、総額を 2 5 億 9, 9 4 2 万 7, 0 0 0 円としたものです。

1 0 款教育費につきましては、1 項教育総務費に 3 0 0 万円を追加し、総額を 2 2 億 6, 9 8 7 万 4, 0 0 0 円としたものです。

1 2 款公債費につきましては、1 項公債費を 3, 4 0 0 万円減額し、総額を 2 2 億 1 4 9 万 6, 0 0 0 円としたものです。

《平成 2 9 年 6 月 2 0 日》

これによりまして、歳出合計178億6,405万円から2億9,870万5,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の175億6,534万5,000円としたものです。

次に、第2表、地方債補正について説明いたします。次のページをお開き願います。

地方債につきましては、道路橋りょう事業、除雪機械整備事業、生田原小学校耐震改修事業、安国小学校耐震改修事業、臨時財政対策債の限度額をそれぞれ変更したものです。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。14ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費15目基金運営費、基金運営事業7,786万円につきましては、地方交付税等の確定、指定寄附、基金利子の確定に伴うものです。

4項選挙費2目参議院議員選挙費、参議院議員選挙一般事務費149万2,000円の減額につきましては、事業費の確定によるものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業1億9,351万円の減額につきましては、国民健康保険特別会計予算の補正に伴うものです。後期高齢者医療事業625万1,000円の減額につきましては、後期高齢者医療特別会計予算の補正に伴うものです。

4款衛生費2項清掃費3目し尿処理費、し尿処理事業348万3,000円の減額につきましては、遠軽地区広域組合衛生負担金の確定に伴うものです。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費及び5目農地費につきましては、財源の振り替えです。

2項林業費1目林業振興費につきましては、財源の振り替えです。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持事業5,395万4,000円の減額及び除雪対策事業8,687万5,000円の減額につきましては、事業費の確定によるものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業300万円につきましては、指定寄附によるものです。

2項小学校費2目教育振興費及び3目学校建設費につきましては、財源の振り替えです。

3項中学校費2目教育振興費につきましては、財源の振り替えです。

12款公債費1項公債費2目利子、公債費償還利子3,400万円の減額につきましては、利子の確定に伴うものです。

次に、歳入について説明いたします。8ページをお開き願います。

1款町税1項町民税1目個人町民税3,331万3,000円につきましては、現年課税分の追加、滞納繰越分の減額です。

2目法人町民税2,940万2,000円につきましては、現年課税分の追加、滞納繰越分の減額です。

《平成29年6月20日》

2項固定資産税1目固定資産税2,351万5,000円につきましては、現年課税分の追加、滞納繰越分の減額です。

3項軽自動車税1目軽自動車税110万9,000円につきましては、現年課税分及び滞納繰越分の追加です。

4項たばこ税1目町たばこ税677万3,000円につきましては、現年課税分の追加です。

5項入湯税1目入湯税44万7,000円につきましては、現年課税分の追加です。

6項都市計画税1目都市計画税209万8,000円につきましては、現年課税分の追加、滞納繰越分の減額です。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税1目地方揮発油譲与税につきましては、433万1,000円の追加です。

2項自動車重量譲与税1目自動車重量譲与税につきましては、182万8,000円の追加です。

3款利子割交付金1項利子割交付金1目利子割交付金につきましては、66万9,000円の減額です。

4款配当割交付金1項配当割交付金1目配当割交付金につきましては、367万3,000円の減額です。

5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金1目株式等譲渡所得割交付金につきましては、239万5,000円の減額です。

6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金につきましては、3,277万1,000円の減額です。

7款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金1目自動車取得税交付金につきましては、1,070万3,000円の追加です。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金1項国有提供施設等所在市町村助成交付金1目国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、70万6,000円の追加です。

9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金につきましては、75万4,000円の追加です。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税2,519万7,000円の減額につきましては、普通交付税の減額、特別交付税の追加です。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金17万円の減額につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の減額です。

2項国庫補助金5目土木費国庫補助金4,809万9,000円の減額につきましては、道路ストック総点検補修事業交付金、橋梁長寿命化補修事業交付金、除雪機械購入費交付金及び雪寒対策事業交付金の減額です。

6目教育費国庫補助金10万8,000円の減額につきましては、要保護児童生徒就学

《平成29年6月20日》

援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金の減額、へき地児童生徒援助費等補助金の追加です。

3項委託金1目総務費委託金150万1,000円の減額につきましては、参議院議員選挙費委託金の減額です。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金204万8,000円の減額につきましては、国民健康保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療基盤安定負担金の減額です。

2項道補助金4目農林水産業費道補助金468万円の減額につきましては、地域づくり総合交付金及び森林環境保全整備事業補助金の減額です。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金23万7,000円の減額につきましては、基金利子の減額です。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金2,493万円につきましては、まちづくり振興資金として8件、2,168万円、社会福祉振興資金として2件、15万円、教育振興資金として1件、10万円、奨学資金として1件、300万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金884万3,000円につきましては、1,341件のふるさと納税をいただいたものです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、3億4,251万3,000円の減額です。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、9,895万4,000円の追加です。

20款諸収入2項町預金利子1目町預金利子につきましては、34万9,000円の減額です。

21款町債1項町債5目土木債530万円の減額につきましては、道路橋りょう事業債及び除雪機械整備事業債の減額です。

7目教育債670万円の減額につきましては、生田原小学校耐震改修事業債及び安国小学校耐震改修事業債の減額です。

8目臨時財政対策債につきましては、7,000万1,000円の減額です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第2号につきましては、国庫支出金等が確定したため、平成28年度遠軽町国民健

《平成29年6月20日》

康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、平成29年3月31日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

平成28年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,277万3,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金を3,400万5,000円減額、2項国庫補助金に3,750万円を追加し、総額を5億2,025万8,000円としたものです。

6款道支出金につきましては、2項道補助金に2,006万5,000円を追加し、総額を1億5,510万4,000円としたものです。

7款共同事業交付金につきましては、1項共同事業交付金に2,600万円を追加し、総額を5億8,099万7,000円としたものです。

9款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を1億9,351万円減額し、総額を1億8,611万3,000円としたものです。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に5,195万円を追加し、総額を5,990万2,000円としたものです。

これによりまして、歳入合計27億3,477万3,000円から9,200万円を減額し、総額を26億4,277万3,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費を7,700万円減額、2項高額療養費を1,500万円減額し、総額を16億3,584万3,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計27億3,477万3,000円から9,200万円を減額し、総額を歳入歳出同額の26億4,277万3,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。8ページをお開き願います。

1款総務費4項特別対策事業費1目特別対策事業費は、財源の振り替えです。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費6,300万円の減額は、一般被保険者療養給付費保険者負担分の確定に伴うものと財源の振り替えです。

2目退職被保険者等療養給付費1,400万円は、退職被保険者等療養給付費保険者負担金の確定に伴う減額です。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費1,500万円の減額は、一般被保険者高

《平成29年6月20日》

額療養費の確定に伴う減額です。

3 款後期高齢者支援金等 1 項後期高齢者支援金等 1 目後期高齢者支援金は、財源の振り替えです。

6 款介護納付金 1 項介護納付金 1 目介護納付金は、財源の振り替えです。

7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金 2 目保険財政共同安定化事業拠出金は、財源の振り替えです。

次に、歳入について御説明いたします。戻りまして、6 ページをお開き願います。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目療養給付費等負担金 3,400 万 5,000 円の減額は、療養給付費負担金、後期高齢者支援金負担金及び介護納付金負担金の減額です。

2 項国庫補助金 1 目財政調整交付金 3,750 万円は、普通調整交付金及び特別調整交付金の追加です。

6 款道支出金 2 項道補助金 1 目財政調整交付金 2,006 万 5,000 円は、北海道普通調整交付金の減額及び北海道特別調整交付金の追加です。

7 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金 1 目高額医療費共同事業交付金につきましては、5,900 万円の追加です。

2 目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、3,300 万円の減額です。

9 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 億 9,351 万円は、保険基盤安定繰入金及びその他一般会計繰入金の減額です。

10 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 5,195 万円は、前年度繰越金の追加です。

以上で、承認第 2 号の説明を終わります。

続きまして、承認第 3 号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第 3 号につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が確定したため、平成 28 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて、平成 29 年 3 月 31 日付で専決処分をしたものです。

次のページをお開き願います。

平成 28 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 160 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,404 万 7,000 円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、1 項後期高齢者医療保険料に 334 万 4,

《平成 29 年 6 月 20 日》

000円を追加し、総額を1億9,818万1,000円としたものです。

4款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を625万1,000円減額し、総額を9,453万3,000円としたものです。

5款繰越金につきましては、1項繰越金に130万5,000円を追加し、総額を130万6,000円としたものです。

これによりまして、歳入合計2億9,564万9,000円から160万2,000円を減額し、総額を2億9,404万7,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。次のページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1項後期高齢者医療広域連合納付金を160万2,000円減額し、総額を2億9,143万9,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計2億9,564万9,000円から160万2,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の2億9,404万7,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。8ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金160万2,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合事務費負担金及び後期高齢者医療広域連合基盤安定負担金の減額です。

次に、歳入について説明いたします。戻りまして、6ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料334万4,000円は、現年度分保険料の追加です。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金625万1,000円は、保険基盤安定繰入金及びその他一般会計繰入金の減額です。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金130万5,000円は、前年度繰越金の追加です。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました承認3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、承認第1号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、14ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、3款民生費、18ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、4款衛生費、20ページから21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、6款農林水産業費、22ページから25ページ。

《平成29年6月20日》

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、8款土木費、26ページから27ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、10款教育費、28ページから33ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、12款公債費、34ページから35ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
1款町税、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、2款地方譲与税、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、3款利子割交付金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、4款配当割交付金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、5款株式等譲渡所得割交付金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、6款地方消費税交付金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、7款自動車取得税交付金、8ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、9款地方特例交付金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、10款地方交付税、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、14款国庫支出金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、15款道支出金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、16款財産収入、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、17款寄附金、10ページから13ページ。

《平成29年6月20日》

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、18款繰入金、12ページから13ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、19款繰越金、12ページから13ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、20款諸収入、12ページから13ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、21款町債、12ページから13ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表、地方債補正、4ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） これをもって、承認第1号の質疑を終わります。
次に、承認第2号の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
1款総務費、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、2款保険給付費、10ページから13ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、3款後期高齢者支援金等、14ページから15ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、6款介護納付金、16ページから17ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、7款共同事業拠出金、18ページから19ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
3款国庫支出金、6ページから7ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、6款道支出金、6ページから7ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、7款共同事業交付金、6ページから7ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、9款繰入金、6ページから7ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、10款繰越金、6ページから7ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成29年6月20日》

○議長（前田篤秀君） これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1款後期高齢者医療保険料、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、4款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、5款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

以上で、承認3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認3件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第12 承認第4号から日程第14 承認第6号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第12 承認第4号専決処分の承認を求めることについて、遠軽町税条例の一部を改正する条例、日程第13 承認第5号専決処分の承認を求めるこ

《平成29年6月20日》

とについて、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例、日程第14 承認第6号専決処分の承認を求めることについて、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、以上3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

会津税務課長。

○税務課長（会津靖朗君） 承認第4号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町税条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第4号専決処分書でありまして、専決処分の理由は、平成29年4月1日に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）等が施行されたことに伴い、遠軽町税条例（平成17年遠軽町条例第60号）の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めております。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、別紙10ページの次にあります、遠軽町税条例改正資料をお開き願います。

アの所得割の課税標準については、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、その申告書に記載された事項をもとに課税できることを明確化するものであります。

条項、施行年月日については記載のとおりでありますので、御参照願います。

イの配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除については、アの第33条の改正に伴う規定の整備であります。

ウの法人の町民税の申告納付及びエの法人の町民税に係る不足税額の納付の手続については、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備であります。

オの固定資産税の課税標準については、震災等により滅失、損壊した償却資産に代わるものとして、震災等の発生年から4年間で取得、改良した償却資産の固定資産税は、最初の4年間課税標準額を2分の1の額とする規定の追加であります。

カの法第349条の3第28項等の条例で定める割合（新設）については、わがまち特例の規定を新設し、児童福祉法の規定により町の認可を得て家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税は、2分の1を乗じて得た額を課税標準額とするものであります。

キの施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定によ

《平成29年6月20日》

る補正の方法の申出については、居住用超高層建築物に係る固定資産税について、居住の用に供する専有部分にあっては、各区分所有者の税額を算出するときに用いる専有床面積に階層別専有床面積補正率を乗じて補正し、高層階を割高にするもので、実際の取引価格の傾向を踏まえたものであります。また、居住用超高層建築物の区分所有者全員による申出があった場合には、当該申し出た割合により固定資産税を按分するものであります。

クの法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出については、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により従前の区分所有されている家屋の敷地である共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするものであります。

次のページをお開き願います。

ケの被災住宅用地の申告については、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等により滅失、損壊した住宅の敷地であった住宅用地について、一定の書類を添付して申告された場合に住宅用地として使用することができないと町長が認めるときに当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例を被災後4年間適用するものであります。

以下、附則の改正でありまして、コの個人の町民税の所得割の非課税の範囲等については、控除対象配偶者の定義を改め、控除対象配偶者を同一生計配偶者に名称を変更する規定の整備であります。

サの肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例については、適用期限を平成33年度まで3年間延長するものであります。

シの読替規定については、法第349条の3の4に震災等により滅失、損壊した償却資産に代わる償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例が新設されたことから、課税標準の特例を規定した条の範囲を見直すものであります。

スの法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、わがまち特例の割合を定める規定の整備として、適用実績のない、またはわずかな2項目の特例措置を廃止し、新たに第17項に国の補助を受けた者が企業主導型保育事業に係る特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税は、最初の5年間国の補助を受けている場合に限り2分の1を乗じて得た額を課税標準額とする規定及び第18項に都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が土地を所有して市民緑地を設置する場合の土地に係る固定資産税は、最初の3年間3分の2を乗じて得た額を課税標準額とする規定を追加するものであります。

セの新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、耐震改修や省エネ改修が行われた住宅が長期優良住宅に該当することとなった場合には、改修完了の日から3か月以内に一定の書類を添付して申告された場合に、1年度分に限り3分の2の税額を減額するものであります。

ソの軽自動車税の税率の特例については、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、対象車両に係る燃費基準要件の見直しを行ったうえで適用期限を平成31年度課税分

《平成29年6月20日》

まで2年間延長するものであります。

タの軽自動車税の賦課徴収の特例（新設）については、減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定を受けたあと、国土交通大臣が当該認定を取り消したことによるものであるときは、認定の申請をした者を賦課期日現在における所有者とみなして、軽自動車税の賦課徴収をするものであります。

チの上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、テの特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例及びトの条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例については、特定上場株式等の配当等、特例適用配当等及び条約適用配当等に係る所得について、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、その申告書に記載された事項をもとに課税できることを明確化するものであります。

ツの優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例については、適用期限を平成32年度まで3年間延長するものであります。

別紙7ページに戻りまして、附則について説明いたします。

第1条は、施行期日を定めております。平成29年4月1日から施行し、ただし、第1号の規定は公布の日、第2号の規定は平成31年1月1日、第3号の規定は平成31年10月1日、第4号の規定は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

第2条は、町民税の経過措置を定めており、原則、平成29年度以後分の個人町民税に適用し、第2項で控除対象配偶者の定義に係る改正規定、第3項で法人町民税の延滞金に係る改正規定の経過措置を規定しております。

第3条は、固定資産税の経過措置を定めており、原則、平成29年度以後分の固定資産税に適用し、第2項で震災等により滅失、損壊した償却資産に係る改正規定、第3項で児童福祉法により町の認可を得て行う保育事業の改正規定、第4項で震災等発生後の供用土地の案分方法及び被災住宅用地に係る改正規定、8ページ、第5項、第6項で課税標準の特例が廃止された改正規定の経過措置を規定しております。

第4条は、軽自動車税の経過措置を定めており、原則、平成29年度以後分の軽自動車税に適用し、第2項、第3項はグリーン化特例による減税対象車に不正があった場合の改正規定の経過措置を規定しております。

第5条は、遠軽町税条例等の一部を改正する条例（平成26年遠軽町条例第9号）を改正し、軽自動車税種別割及び読み替え表の規定を整備するものであります。

9ページ、第6条は、遠軽町税条例等の一部を改正する条例（平成29年遠軽町条例第4号）を改正し、グリーン化特例の改正に伴い、規定を整備するものであります。

以上で、承認第4号の説明を終わります。

続きまして、承認第5号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

《平成29年6月20日》

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第5号専決処分書でありまして、専決処分の理由は、平成29年4月1日に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）等が施行されたことに伴い、遠軽町都市計画税条例（平成17年遠軽町条例第61号）の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めております。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町都市計画税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、別紙2ページの次にあります、遠軽町都市計画税条例改正資料をお開き願います。

附則の改正でありまして、アの法附則第15条第39項の条例で定める割合については、適用実績のない規定の特例措置を廃止し、項を変更するものであります。

条項、施行年月日については記載のとおりでありますので、御参照願います。

イの法附則第15条第44項の条例で定める割合（新設）については、国の補助を受けた者が企業主導型保育事業に係る特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る都市計画税は、最初の5年間国の補助を受けている場合に限り2分の1を乗じて得た額を課税標準額とするものであります。

ウの法附則第15条第45項の条例で定める割合（新設）については、都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が土地を所有して市民緑地を設置する場合の土地に係る都市計画税は、最初の3年間3分の2を乗じて得た額を課税標準額とするものであります。

エについては、項の追加に伴う項の繰り下げ及び項の変更に伴う規定の整備であります。

別紙1ページに戻りまして、附則について説明いたします。

第1項は、施行期日を定めており、平成29年4月1日から施行するものであります。ただし、附則第7項の規定については、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

第2項については、原則、平成29年度以後分から適用し、第3項は、課税標準の特例が廃止された改正規定の経過措置を規定しております。

以上で、承認第5号の説明を終わります。

続きまして、承認第6号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

《平成29年6月20日》

専決第6号専決処分書でありまして、専決処分の理由は、平成29年4月1日に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）等が施行されたことに伴い、遠軽町国民健康保険税条例（平成17年遠軽町条例第123号）の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めております。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、次のページ、遠軽町国民健康保険税条例改正資料をお開き願います。

国民健康保険税の減額、第23条は、減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘じる金額を26万5,000円から27万円に引き上げ、2割減額において当該金額を48万円から49万円に引き上げ、低所得者の軽減対象世帯を拡大するものであります。

この条例は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度以後分から適用するものであります。

以上で、承認第6号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 1時5分まで暫時休憩します。

午後 0時00分 休憩

午後 1時01分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、一括上程しました承認3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、承認第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第4号の質疑を終わります。

次に、承認第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第5号の質疑を終わります。

次に、承認第6号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第6号の質疑を終わります。

以上で、承認3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認3件を採決いたします。

《平成29年6月20日》

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第6号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第15 議案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第15 議案第1号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木 浩君) 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

1点目は、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町大通北3丁目2番地66、田中良吉様から、福祉センター建替え資金として1,000万円御寄附をいただいたものであります。

2点目は、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当いたします社会功労でありまして、釧路市阿寒町新町2丁目6番9号、大澤木材株式会社様から、まちづくり振興資金として100万円、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組様から、奨学資金貸付資金として300万円、えんがる球技場オープン記念事業資金として200万円、合わせて500万円の御寄附をいただいたものであります。

以上、1件の個人、2件の法人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

《平成29年6月20日》

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第16 議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤祐治君) 議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更について御説明いたします。

遠軽町過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の計画の変更につきましては、北海道との協議の結果、本年5月1日付にて異議ありませんとの回答をいただいておりますので、御報告を申し上げたいと思います。

次のページをお開き願います。

変更の内容ですが、別紙の表により説明いたします。左が変更前、右が変更後であります。

事業数で申し上げますと、全部で6件、文章の加筆変更が4か所ございまして、下線部で示しております。

また、4ページの次のページは、過疎地域自立促進市町村計画参考資料としまして、関係部分を抜粋したものでありまして、今回変更しました事業計画の事業名、事業内容、事業主体、概算事業費、年度区分を掲載しております。事業費はこちらに掲載しておりますので、あわせて御確認を願いたいと思います。

なお、変更となります事業費の平成29年度分につきましては、当初予算で御承認いただいておりますので、あらかじめ御了解いただきたいと思います。

それでは、元の横長の表、別紙1ページに戻っていただきまして、まず、事業の1件目の変更でございます。

2、産業の振興の自立促進施策区分1、産業の振興の事業名(9)過疎地域自立促進特別事業の事業内容に、2ページになります、生田原コミュニティセンター事業としまして、ベッド及び寝具更新、食器購入、及び事業主体に町を追加するものでございます。事

《平成29年6月20日》

業費につきましては、生田原温泉ホテルノースキング関連事業におきまして、備品購入費としまして794万1,000円を当初予算計上してございます。

2件目は、その下の欄になります。事業内容に農業経営高度化支援事業としまして、道営事業による区画整理の農家負担軽減対策の実施、及び事業主体に町を追加するものでございます。事業費につきましては、畑地帯総合整備事業におきまして、総額を1,187万5,000円としておりまして、本年度は安国地区道営土地改良事業負担金として114万円を当初予算として計上してございます。

続いて、文章の加筆変更が4か所になります。

1件目は、同じく2ページ、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の(1)現況と問題点、イ、児童福祉の本文中、変更前の後ろから2行目、近年、社会問題となっている児童虐待については、関係機関が連携して早期発見・解決や未然防止を徹底「しなければならない。」を、変更後、未然防止を徹底「する必要がある。また、家庭やその他環境上の理由から生活指導が必要となった子供たちの自立を支援するため、民間児童自立支援施設の運営に対する支援が必要である。」に変更するものです。

続いて2件目は、3ページ、(2)その対策の③の本文中、変更前「高齢者福祉施設の改築への支援を図るなど」を、変更後「高齢者福祉施設の改修や、改築への支援を図るなど」に変更するものでございます。

3件目はその下、④、変更後に「高齢者が運動できる場を整備し」を加筆するものです。

4件目はイの④、「民間児童自立支援施設への支援を行う。」を加筆するものでございます。

これら4件が文章の加筆変更の部分でございます。

次に、事業の変更に戻りまして、3件目になりますが、同じく3ページの自立促進施策区分の4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の事業名(1)高齢者生活福祉センターの事業内容に、高齢者福祉施設改修事業としまして、白滝高齢者総合生活福祉センタースプリンクラー整備、照明器具LED改修、及び事業主体に町を追加するものでございます。事業費につきましては、高齢者生活福祉施設管理事業におきまして、工事請負費として8,000万円を当初予算計上してございます。

事業の4件目といたしまして、その下になります。その他で、瀬戸瀬パークゴルフ場整備事業、用地確定測量、用地購入、実施設計、拡張工事、及び事業主体に町を追加するものでございます。事業費につきましては、パークゴルフ場管理運営事業におきまして、総額を3,673万4,000円としておりまして、本年度は、瀬戸瀬パークゴルフ場拡張実施設計業務委託料及び用地購入費として1,173万4,000円を当初予算計上してございます。

次に、事業の5件目、(8)過疎地域自立促進特別事業の事業内容に、児童自立支援施設整備事業としまして、自立援助ホーム建設費補助、及び事業主体に社会福祉法人を追加

《平成29年6月20日》

するものです。事業費につきましては、児童自立支援施設補助事業におきまして、北海道家庭学校施設整備補助金として1,425万1,000円を当初予算計上してございます。

最後に、事業の6件目として4ページになります。6、医療の確保、自立促進施策区分5の医療の確保、(1)事業名、診療施設の診療所、事業内容が歯科診療所医療機器整備事業としまして、治療用ユニット更新、及び事業主体に町を追加するものでございます。事業費につきましては、歯科診療所運営事業におきまして、生田原歯科診療所用備品購入費として、診療ユニット173万7,000円を当初予算計上しております。

なお、この計画に掲載されていない事業につきましては、過疎対策事業債の借り入れができないということもありまして、極めて重要な計画でありますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第4号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 議案第4号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本条例の一部改正につきまして、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する条例を定めるものでございます。

次のページ、別紙を飛ばしまして、参考資料、新旧対照表をご覧ください。

遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例。

第1条中、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業（過疎法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。）」に改めるものであります。

別紙にお戻り願います。

《平成29年6月20日》

なお、附則といたしまして、経過措置、2、この条例による改正後の遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用し、平成29年3月31日以前に情報通信技術利用事業の用に供する適用設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例によるものとなります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） 現行の改正の情報通信技術から農林水産物等販売業、全くジャンルが違うのですけれども、この辺のところがよく理解できないのですけれども、どういう理由ですか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 情報通信技術利用事業につきましては、当初、コールセンターを想定した部分の法律ということで規定しておりましたが、コールセンターの適用件数が、実績がないということもありまして、地元身近な地場産品を地域おこしに利用していただきたいという部分で農林水産物等の事業者にかえて、地元の設備投資ということをしていこうという意図で今回の改正になったということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本年は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 議案第5号遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第5号遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

《平成29年6月20日》

本条例は、地域包括支援センターに置く職員に関する基準を定めることを目的とした介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例新旧対照表。

第1条は、法改正により条文が繰り下げられたことから、「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改めるものであります。

第3条第1項第3号は、主任介護支援専門員研修を修了した者から、主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修または主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

附則第2項、経過措置につきましては、平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対し、この条例による改正後の適用について経過措置を定めるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第6号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第6号財産の取得について、除雪ドーザ1台を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

《平成29年6月20日》

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第6号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、除雪ドーザ1台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は3,625万5,600円であります。

取得の相手方は、北海道北広島市大曲中央1丁目2番地2、北海道川崎建機株式会社、代表取締役丹野司であります。

この財産の取得につきましては、5月31日、共栄自動車工業株式会社ほか7社により指名競争入札を行い、北海道川崎建機株式会社が3,625万5,600円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得に係る入札等状況の一覧表1番に記載しておりますので、御参照願います。

なお、北海道川崎建機株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、11月20日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第3号から日程第22 議案第8号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第3号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について、日程第21 議案第7号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）、日程第22 議案第8号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

小谷子育て支援課長。

○子育て支援課長（小谷英充君） 議案第3号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正及び北海道の多子世帯

《平成29年6月20日》

の保育料軽減支援事業の実施に伴い、遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部を改正するものです。

別紙、遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部を改正する条例を省略いたしまして、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料1ページをお開き願います。

遠軽町保育所条例についてであります。第9条第1項の表、備考第3号の表中、第3階層の3歳以上児の保育料の額、保育標準時間「4,450円」、保育短時間「4,390円」をそれぞれ「3,600円」に、第4階層のうち市町村民税の所得割の額が7万7,101円未満の方の保育料の額、3歳未満児の保育標準時間「9,000円」、保育短時間「8,880円」をそれぞれ「5,400円」に、3歳以上児の保育標準時間「8,100円」、保育短時間「7,980円」をそれぞれ「3,600円」に改めるものです。

同表、備考第4号中、「規則で定める就学前児童」を「子」に改め、同号の表中、「規則で定める児童」を「規則で定める就学前児童」に改め、同表第1欄に「エ、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）の範囲で、最年長の子から順に2人目以降の児童（市町村民税が非課税の場合に限る。）」を加え、第2欄に「0」を加える。

同表、備考第4号の注意書第1号中、「（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。」を削り、「小学校就学前の子ども」を「規則で定める就学前児童」に改め、注意書第2号を注意書第3号とし、注意書第1号の次に「2、市町村民税の所得割の額が16万9,000円未満の場合は、特定被監護者等の範囲で、最年長の子から順に2人目以降の3歳未満児に係る保育料の額については、無料とする。」を加えるものです。

ただいまの説明で、備考第3号につきましては、ひとり親等の負担軽減でありまして、備考第4号につきましては、表のエは、市町村民税が非課税の場合の2人目以降の無料化、注意書第2号が北海道の多子世帯の保育料軽減支援事業として、市町村民税の所得割の額が16万9,000円未満の場合は、2人目以降の3歳未満児を無料とするものでありまして、その他は文言整理であります。

参考資料の4ページをお開きください。

遠軽町へき地保育所条例についてであります。第10条第1項の表、備考第2号の表中、第3階層の保育料の額「1,970円」、第4階層のうち市町村民税の所得割の額が7万7,101円未満の方の保育料の額「4,050円」をそれぞれ「1,800円」に改めるものです。

同表、備考第3号中、「規則で定める就学前児童」を「子」に改め、同号の表中、「規則で定める児童」を「規則で定める就学前児童」に改め、同表第1欄に「エ、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」とい

《平成29年6月20日》

う。)第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)の範囲で、最年長の子から順に2人目以降の児童(市町村民税が非課税の場合に限る。))を加え、第2欄に「0」を加える。

同表、備考第3号の注意書第1号中、「(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。))」を削り、「小学校就学前子ども」を「規則で定める就学前児童」に改め、注意書第2号を注意書第3号とし、注意書第1号の次に「2、市町村民税の所得割の額が16万9,000円未満の場合は、特定被監護者等の範囲で、最年長の子から順に2人目以降の3歳未満児に係る保育料の額については、無料とする。」を加えるものです。

備考の番号は異なりますが、先ほどの遠軽町保育所条例の一部改正と同様の内容となっております。

別紙に戻りまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

したがいまして、本条例議決後、対象の方には、既に納付いただいた保育料の還付の手続を行う予定であります。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) 大堀財政課長。

○財政課長(大堀 聡君) 議案第7号平成29年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)について説明いたします。

平成29年度遠軽町一般会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,516万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を159億7,316万4,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

繰越明許費は、「第2表繰越明許費」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

12款分担金及び負担金につきましては、2項負担金を257万4,000円減額し、総額を1億2,576万2,000円とするものです。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に18万9,000円を追加、2項国庫補助金に42万2,000円を追加し、総額を11億5,280万9,000円とするものです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金に9万4,000円を追加、2項道補助金に4,209万3,000円を追加、3項委託金に66万6,000円を追加し、総額を6億3,922万6,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に160万5,000円を追加し、総額を1

《平成29年6月20日》

60万8,000円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金に3,646万9,000円を追加し、総額を6億2,970万8,000円とするものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入に190万円を追加し、総額を1億8,814万4,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に3億430万円を追加し、総額を30億243万円とするものです。

これによりまして、歳入合計155億8,800万円に3億8,516万4,000円を追加し、総額を159億7,316万4,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に370万5,000円を追加し、総額を30億2,197万4,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に3,552万7,000円を追加、2項児童福祉費に210万7,000円を追加し、総額を29億3,287万1,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に100万円を追加、2項清掃費に802万5,000円を追加し、総額を21億1,768万円とするものです。

6款農林水産業費2項林業費につきましては、減額補正と追加補正が同額のため、補正額はゼロとするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に2億7,990万円を追加し、総額を7億3,096万9,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に30万円を追加し、総額を12億962万1,000円とするものです。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費に5,460万円を追加し、総額を1億360万円とするものです。

これによりまして、歳出合計155億8,800万円に3億8,516万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の159億7,316万4,000円とするものです。

次に、第2表、繰越明許費について説明いたします。

7款商工費1項商工費、いこいの森整備事業、2億3,800万円につきましては、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

次のページをお開き願います。

次に、第3表、地方債補正について説明いたします。

地方債の追加につきましては、いこいの森整備事業を追加し、限度額を2億4,970万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとするものです。

地方債の変更につきましては、一般単独災害復旧事業の限度額を8,250万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

《平成29年6月20日》

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、企画一般経費190万円につきましては、一般財団法人自治総合センターの助成事業による、白滝地域自治会連絡協議会の折りたたみテーブル等整備に係る経費として、コミュニティ助成事業補助金を計上するものです。

11目電算管理費、電算システム維持管理事業20万円につきましては、不足見込みにより修繕料を追加するものです。

15目基金運営費、基金運営事業160万5,000円につきましては、指定寄附4件、113万円、ふるさと納税寄附金64件、47万5,000円により、まちづくり振興基金積立金を追加するものです。

3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費、障害者総合支援事業42万2,000円につきましては、障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害者福祉システム改修業務委託料を計上するものです。

3目高齢者福祉費、民間社会福祉施設整備事業3,510万5,000円につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所、1事業所の整備に係る小規模多機能型居宅介護事業所建設事業補助金を計上するものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業210万7,000円につきましては、国が実施する幼児教育無償化の段階的取り組みによる新制度に移行した私立幼稚園及び認定こども園への施設型給付費負担金、並びに、北海道が実施する多子世帯の保育料軽減事業による認定こども園への施設型給付費負担金を計上するものです。

5目保育所費につきましては、財源の振り替えです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、地域医療対策事業100万円につきましては、産婦人科医師確保に係る経費として、遠軽地域医療対策連携会議負担金を追加するものです。

2項清掃費2目塵芥処理費、ごみ処理場管理事業802万5,000円につきましては、清掃センター解体調査設計業務委託料を計上するものです。

6款農林水産業費2項林業費1目林業振興費、林業振興一般経費につきましては、補助事業の変更に伴い、苗木安定供給推進事業補助金を減額、林業成長産業化地域創出モデル事業補助金を追加するものです。

7款商工費1項商工費5目観光施設費、森林公園いこいの森管理事業2億7,990万円につきましては、昨年8月の台風により被害を受けた施設を再整備するため、いこいの森整備工事を計上するものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費30万円につきましては、北海道からの委託により遠軽小学校を協力校として実施する主体的・対話的な学びの推進事業に係る学校行事負担金を計上するものです。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業5,460万円につき

《平成29年6月20日》

ましては、昨年8月の台風による被害の現状復旧をするため、いこいの森災害復旧工事を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。8ページをお開き願います。

12款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金560万8,000円の減額につきましては、多子世帯の保育料無償化に伴う保育所保育料の減額です。

2目衛生費負担金303万4,000円につきましては、清掃センター解体調査設計に係る湧別町及び佐呂間町のごみ焼却施設維持管理費負担金の追加です。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金18万9,000円につきましては、幼児教育無償化の段階的取り組みによる施設型給付費負担金の追加です。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金42万2,000円につきましては、障害者福祉システム改修に係る障害者総合支援事業費補助金の追加です。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金9万4,000円につきましては、幼児教育無償化の段階的取り組みによる施設型給付費負担金の追加です。

2項道補助金2目民生費道補助金4,109万3,000円につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所建設事業補助に係る介護サービス提供基盤等整備事業費交付金、及び多子世帯の保育料無償化に係る多子世帯の保育料軽減支援事業補助金の追加です。

3目衛生費道補助金100万円につきましては、産婦人科医師確保に係る地域づくり総合交付金の追加です。

4目農林水産業費道補助金につきましては、補助事業の変更による苗木安定供給推進事業補助金の減額、及び林業成長産業化地域創出モデル事業補助金の追加です。

3項委託金4目教育費委託金66万6,000円につきましては、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金、及び主体的・対話的で深い学びの推進事業委託金の追加です。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金113万円につきましては、まちづくり振興資金として2件、105万円、社会福祉振興資金として2件、8万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金47万5,000円につきましては、64件のふるさと納税をいただいたものです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、3,646万9,000円の追加です。

20款諸収入5項雑入6目雑入190万円につきましては、コミュニティ助成事業助成金の追加です。

21款町債1項町債6目商工債2億4,970万円につきましては、いこいの森整備事業債の追加です。

10目災害復旧債5,460万円につきましては、一般単独災害復旧事業債の追加です。

以上で、説明を終わります。

《平成29年6月20日》

○議長（前田篤秀君） 伊藤丸瀬布総合支所産業課長。

○丸瀬布総合支所産業課長（伊藤雅彦君） 次に、平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）に関する資料について御説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

7款商工費に計上している、いこいの森整備工事についてであります。

工事箇所につきましては、丸瀬布地域の森林公園いこいの森で、図面中央のセンターハウス奥から右手側の遊具施設エリアとなります。

下段の凡例をご覧ください。

実線の表示につきましては、本年度中の工事完成を予定している箇所であります。

平成29年度整備工事の工事概要といたしましては、昨年の台風災害により甚大な被害を受けましたエリアとなっておりますことから、遊具施設エリア全体の敷地造成と排水施設の整備を行い、あわせて既存の遊具施設を撤去するものでございます。

また、3種類の破線で表示している区域または箇所につきましては、年度内の工事発注、翌年度の完成を予定している箇所となります。

平成29年度整備工事（繰越）に係る工事概要といたしましては、敷地造成後にゴーカートコース、固定遊具、ローラースケート場、バッテリーカー場の遊具施設の整備やテニスコートの表面張り替えを行うほか、園路の整備、園内を流れる五十嵐川の護岸の一部を整備するものでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

11款災害復旧費に計上している、いこいの森災害復旧工事についてであります。

工事箇所につきましては、図面中央のセンターハウスから、左手側の実線で囲っているキャンプサイトエリアであります。

工事概要といたしましては、第1フリーサイト及び第1オートサイトの張り芝やダスト舗装などを行うとともに、流されたバンガローの移設や補修、園路舗装などを行い、本年度中の現状復旧を予定しております。

以上で、いこいの森災害関連補正予算に関する資料の説明を終了いたします。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第8号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,684万9,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に255万1,000円を追加し、総

《平成29年6月20日》

額を4億8,929万6,000円とするものです。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に3万3,000円を追加し、総額を3万4,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計26億9,426万5,000円に258万4,000円を追加し、総額を26億9,684万9,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に255万1,000円を追加し、総額を4,423万3,000円とするものです。

10款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に3万3,000円を追加し、総額を212万9,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計26億9,426万5,000円に258万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の26億9,684万9,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費255万1,000円は、国保都道府県単位化に伴う国民健康保険システム改修業務に係る委託料の追加です。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目償還金3万3,000円は、前年度の国保制度関係業務準備事業費補助金の確定に伴う精算分の返還金の追加です。

次に、歳入について説明いたします。戻りまして、6ページをお開き願います。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目国民健康保険制度関係業務準備事業補助金255万1,000円は、国保都道府県単位化に係る国保制度関係業務準備事業補助金の追加です。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金3万3,000円は、前年度繰越金の追加です。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第7号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、12ページから15ページ。

《平成29年6月20日》

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 4款衛生費、16ページから19ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 6款農林水産業費、20ページから21ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 7款商工費、22ページから23ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 10款教育費、24ページから25ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 11款災害復旧費、26ページから27ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。
12款分担金及び負担金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 14款国庫支出金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 15款道支出金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 17款寄附金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 18款繰入金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 20款諸収入、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 21款町債、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、第2表、繰越明許費、3ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、第3表、地方債補正、4ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) これをもって、議案第7号の質疑を終わります。
次に、議案第8号の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
1款総務費、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成29年6月20日》

○議長（前田篤秀君） 次に、10款諸支出金、10ページから11ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
3款国庫支出金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款繰越金、6ページから7ページ。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第8号の質疑を終わります。
以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第3号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成29年度遠軽町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成29年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

《平成29年6月20日》

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これで延会します。

午後 1時50分 延会

《平成29年6月20日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 為 田 篤 秀
署 名 議 員 奥 田 稔
署 名 議 員 山 谷 敬 之